

鹿児島市立病院再整備機器等整備支援業務委託に係る企画提案競技実施要領

本要領は、鹿児島市立病院再整備機器等整備支援業務（以下、「委託業務」という。）を委託するために行う、企画提案書の提出及び選考に必要な事項を定めたものである。

1 業務の名称

鹿児島市立病院再整備機器等整備支援業務委託

2 業務の目的及び内容

別紙「鹿児島市立病院再整備機器等整備支援業務委託仕様書」のとおり

3 契約期間

契約日締結の日から令和7年3月31日

4 予算上限額

20,303千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 企画提案競技参加資格要件

告示第18号（令和5年7月28日）に定められた資格要件のとおり

6 参加申し込み手続き

(1) 提出書類

企画提案競技への参加を申し込む者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- ① 企画提案競技参加申込書（様式1）
- ② 法人概要など（様式2-①）
- ③ 業務実績（提案者）（様式2-②）
- ④ 業務実績（担当者）（様式2-③）
- ⑤ 鹿児島市税に滞納がないことの証明書（公示日以降に発行したもの。写し可）
ただし、鹿児島市税が課されていない者で市外に本社を有する者は、本社所在地において市区町村税に滞納がないことの証明書（告示日以降に発行したもの。写し可）
また、徴収猶予を受けている場合は徴収猶予の適用を証する書類（写し可）
- ⑥ 法人登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。写し可）
- ⑦ 印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可）

(2) 提出部数

各1部

- (3) 交付及び受付期間
令和5年7月28日(金)から令和5年8月10日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- (4) 交付及び受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)
- (5) 交付及び受付場所
鹿児島市上荒田町37番1号
鹿児島市立病院 経営管理課 病院再整備係(鹿児島市立病院2階)
※申請書の様式は鹿児島市立病院のホームページからも入手することができる。
(<https://www.kch.kagoshima.jp/>)
- (6) 提出方法
提出書類は、持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出することとし、郵送の場合は提出期限必着とする。なお、ファクス及び電子メールによる提出は不可とする。
- (7) 参加資格確認通知の送付
上記により提出を受けた書類に基づき、参加資格確認を行い、令和5年8月18日(金)までに参加決定の可否について、書面により通知する。

7 質問の受付及び回答

本業務の内容や企画提案競技に係る質問がある場合は、以下のとおりとする。

- (1) 参加資格に係る質問
 - ① 質問の方法
質問書(様式6)に記載し、電子メールで提出すること。提出後は電話で受信を確認すること。
 - ② 受付期間
令和5年7月28日(金)から令和5年8月3日(木)まで
 - ③ 回答方法
質問に対する回答は、令和5年8月7日(月)までに電子メールで行うほか、市立病院ホームページに掲載する。

8 企画提案書の提出

参加決定可の通知を受けた者は、下記により企画提案書(様式3、様式4)及び参考見積書(様式5)を提出すること。

- (1) 提出書類の作成方法
 - ① 提案書類はA4縦、横書きとする。
 - ② 体裁及び表現方法は自由とするが、文字は見やすいように10ポイント以上とする。ただし、図表中の文字についてはこの限りではない。

- ③ 正本1部、副本12部を提出すること。なお、副本には法人名および法人名を類推できるような表現（社名やマーク、ロゴを含む）を記載しないこと。

(2) 企画提案書の内容

仕様書を熟読の上、下記の表に記載するすべての項目を盛り込むこと。

項目	内容
①実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機器等整備計画の考え ・ 現有品調査の実施方法 ・ 要望ヒアリングの実施方法・調査事項 ・ 情報システム改修・移転の考え ・ 購入・搬入計画についての考え
②実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務に係る職員の実施体制 ・ 医療機器等の選考のための協力体制
③スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業工程表

(3) 企画提案書作成に係る質問

① 質問の方法

質問書（様式6）に記載し、電子メールで提出すること。提出後は電話で受信を確認すること。

② 受付期間

令和5年8月18日（金）から令和5年8月25日（金）まで

③ 回答方法

質問に対する回答は、令和5年8月29日（火）までに電子メールで行うほか、市立病院ホームページに掲載する。

(4) 提出期間

令和5年8月30日（水）から令和5年9月11日（月）

(5) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出することとし、郵送の場合は提出期限必着とする。なお、ファクス及び電子メールによる提出は不可とする。

9 審査

本企画提案競技の審査は2段階で行う。

(1) 審査委員会の設置

提案書等を審査するため選定委員会を設置する。

(2) 審査方法

選定委員が提出された提案書並びにプレゼンテーションを審査し、受託候補者を選定する。

① 第一次審査

第一次審査書類（様式2）による審査を行った後に、第二次審査に要する書類の提出及びヒアリングを求めるものを3者程度選考します。

② 第一次審査の通知

令和5年8月18日（金）までに参加表明者全員に文書及び電子メールで結果を通知する。第一次審査により選出された者には、第二次審査の方法等について通知する。

③ 第二次審査

実施時期は令和5年9月20日（水）を予定し、詳細な日程や場所については審査対象者に対して別途通知する。プレゼンテーションの実施時間は1者につき25分（発表15分、質疑応答10分）を目途とし、提出した提案書の説明を中心とすること。パワーポイント等を用いた資料を別途作成してプレゼンテーションに用いても構わないが、追加資料は配布できない。

本業務の担当予定者が出席し、プレゼンテーションに関する全体の進行を行うこと。

(3) 審査項目・配点

①一次審査（書類審査）

審査項目	審査の視点	配点
提案者（会社）の実績	医療機器、什器、情報システム等の整備支援に係る十分な実績を有しているか	10点
業務担当者の経験・能力	医療機器、什器、情報システム等の整備支援に係る十分な実績を有しているか	10点
合計		20点

②二次審査（プレゼンテーション審査）

No.	審査項目	審査の視点	配点	
1	業務の理解度	業務の特性を理解した提案がなされているか。	20点	
2	業務の実効性	業務を効果的・効率的に実施するための提案がなされているか。	40点	20点
		実効性、実現性が高い提案がなされているか。		20点
3	支援体制	業務の遂行において適切な支援体制となっているか。	20点	
4	自主提案	病院運営にとって有用な提案がなされているか。	20点	
5	総合評価	プレゼンテーションにおいて提案者の業務に対する意欲や質疑に対する応対、病院再整備に対する理解度など総合的に評価の高い内容であるか。	20点	
合計			120点	

10 企画提案競技の日程

内容	日程
企画提案競技の告示	令和5年7月28日（金）
参加資格に係る質問の受付期間	令和5年7月28日（金）～8月3日（木）
質問に対する回答	令和5年8月7日（月）
参加申込受付期間	令和5年7月28日（金）～8月10日（木）
参加資格確認及び第一次審査結果通知	令和5年8月18日（金）
提案書作成に係る質問の受付期間	令和5年8月18日（金）～8月25日（金）
質問に対する回答	令和5年8月29日（火）
提案書の提出期間	令和5年8月30日（水）～9月11日（月）
プレゼンテーション審査（予定）	令和5年9月20日（水）
審査結果通知（予定）	令和5年9月21日（木）

11 経費の負担

参加申込書等の作成及び提出、提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション審査に要する費用、その他企画提案競技に要する費用は参加者の負担とする。

1.2 随意契約に係る見積書の提出

当院は、受託候補者を相手方に本業務に係る随意契約の見積書を徴する。ただし、受託候補者が資格要件を満たさないことが判明した場合や受託候補者に事故があり、見積書の徴収が不可能となった場合は、次点の者を見積書の徴収の相手方とする。

1.3 参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当した場合は、本企画提案競技の参加資格を失うこととする。

- (1) 企画提案競技の提案書類（以下「提出書類」という。）の受付期間、受付場所、提出方法等が、本要領に適合しなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項以外の事項が記載されているとき。
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 本要領に定める手続き以外の手法により、選定委員会委員又は事務局等関係者に本企画提案競技に関する連絡を取った場合。
- (6) 他の応募者の協力者（協力事務所）であった場合。

1.4 その他

- (1) 本企画提案競技において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の取り扱い
 - ① 提出書類は返却しない。
 - ② 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - ③ 提出書類は審査及び説明を目的に、企画提案書の写しを作成し、使用することができる。
 - ④ 提案書類は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、提出者名を伏せて公表することができる。
 - ⑤ 提出書類は鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。
- (3) 審査の経緯及び選考結果についての異議申し立ては受け付けない。